

全国食品衛生関係主管課長会議

平成20年2月14日(木)

10時00分～(於:講堂)

会 議 次 第

- | | |
|------------------------|-----------------|
| 1. 開 会 (幹部職員の紹介) | 10:00 |
| 2. 食品安全部長挨拶 | 10:05～ |
| 3. 食品安全行政について(各課室より説明) | |
| (1) 企画情報課 | 10:10～
(30分) |
| (2) 検疫所業務管理室 | 10:40～
(10分) |
| (3) 基準審査課 | 10:50～
(40分) |
| (4) 新開発食品保健対策室 | 11:30～
(10分) |
| (休 憩) | 11:40～
(80分) |
| (5) 監視安全課 | 13:00～
(45分) |
| (6) 輸入食品安全対策室 | 13:45～
(15分) |
| 4. 質疑応答及び意見交換 | 14:00～
(60分) |
| 5. 閉 会 | 15:00
(予定) |

全国食品衛生関係主管課長会議資料

平成20年2月14日（木）

厚生労働省医薬食品局食品安全部

資 料 目 次

	頁
<企画情報課>	
1 平成20年度食品安全関係予算(案)について	1
2 リスクコミュニケーションの取組について	6
3 食育の推進について	7
4 カネミ油症について	7
5 森永ひ素ミルク中毒被害者の救済事業について	9
6 生活安心プロジェクトについて	10
<国際食品室>	
食品の国際規格について	11
<検疫所業務管理室>	
検疫所における輸入食品の監視指導体制について	13
<基準審査課>	
1 残留農薬等対策について	15
2 食品添加物の衛生対策について	16
3 食品等の規格基準について	19
4 食品の表示について	22
<新開発食品保健対策室>	
1 「健康食品」に係る制度について	24
2 特別用途食品制度について	26
3 栄養表示基準制度について	26
4 健康食品等による健康被害の発生・拡大の防止について	27
5 健康食品等の安全性確保について	27
6 健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止について	28

	頁
<監視安全課>	
1 BSE対策について	29
2 食肉、食鳥肉の安全確保について	32
3 食中毒発生時対策について	33
4 ノロウイルスについて	35
5 広域流通食品の製造・加工業者等に対する監視指導について	36
6 水産食品の安全確保について	36
7 ポジティブリスト制度施行後の状況について	37
8 検査の信頼性の確保について	38
9 食品衛生監視員、と畜検査員等の資質の向上について	40
10 検査体制の充実及び試験検査施設の設備整備等に対する 助成等について	40
1 1 自主的な衛生管理の強化について	41
1 2 適正な表示の推進について	42
1 3 食品中ダイオキシンの総合的対策について	42
1 4 食品の輸出について	43
1 5 輸入食品の安全確保について	43

—参考資料—

	頁
<企画情報課>	
◇ 平成19年度 リスクコミュニケーション開催一覧	48
◇ カネミ油症事件関係	50
◇ 森永ミルク中毒事件の概要について	53
<国際食品室>	
◇ コーデックス委員会組織図	57
<検疫所業務管理室>	
◇ 食品等輸入届出・検査・輸入状況	58
◇ 厚生労働省検疫所輸入食品監視窓口一覧	59
<基準審査課>	
◇ 食品中に残留する農薬等へのポジティブリスト制度の導入	60
◇ 残留基準設定農薬等一覧	61
◇ 食品中に残留する農薬等におけるリスク管理手法の精密化に関する研究	69
◇ 食品安全委員会への意見聴取及び食品健康影響評価結果について	77
◇ 既存添加物の安全性見直しの状況（平成19年9月現在）	101
◇ 国際的に安全性が確認され、かつ汎用されている添加物の取扱いについて	102
◇ 国際的に安全性が確認され、かつ汎用されている添加物の指定に向けた検討状況について	103
◇ 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について	106
◇ 妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項	112
◇ おもちゃの規格基準等の改正に係る器具・容器包装部会報告書	134
◇ ガラス製、陶磁器製又はホウロウ引きの器具又は容器包装の規格の改正に係る器具・容器包装部会報告書	139
◇ 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格及び器具及び容器包装の製造基準の改正に係る器具・容器包装部会報告書	143
◇ 食品の表示に関する一元的な相談窓口の全国展開について	147

＜新開発食品保健対策室＞

◇ 平成20年度予算（案）の概要	149
◇ 特定保健用食品について	150
◇ 栄養機能食品について	152
◇ 特別用途食品制度について	153
◇ 栄養表示基準制度について	157
◇ いわゆる健康食品による健康被害の防止について	165
◇ 健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止	168

＜監視安全課＞

◇ 都道府県別食品衛生監視員数一覧	169
◇ 都道府県別食品営業施設数及び監視状況	171
◇ 業種別施設数及び監視状況	173
◇ 年次別食品関係営業施設に対する処分・告発件数	174
◇ 年次別食中毒発生状況	175
◇ 原因施設別食中毒発生状況	176
◇ 原因食品別食中毒発生状況	177
◇ 原因物質別食中毒発生状況	178
◇ ノロウイルス食中毒対策について	179
◇ 広域流通食品の製造に係る衛生管理の徹底について	187
◇ 通報に係る監視指導について	190
◇ 食品の衛生管理の徹底等について	192
◇ 食品等事業者に対する監視指導の強化について	193
◇ フグによる食中毒発生について（注意喚起）	200
◇ フグの取扱いに係る監視指導の強化について	201
◇ 低塩分塩辛の取扱いについて	203
◇ 食品衛生法に違反する食品等の回収情報について	207
◇ 国産牛のBSE確認に伴う対策	211
◇ 牛海綿状脳症（BSE）のスクリーニング検査結果について（月報）	212
◇ 米国産牛肉問題に関する経緯	213
◇ 平成20年度輸入食品監視指導計画（案）	215
◇ 平成19年度輸入食品監視指導計画監視結果 中間報告	230

企画情報課

1. 平成20年度 食品安全関係予算（案）の概要

事 項	平成19年度 予 算 額 (A)	平成20年度 予 算 額(案) (B)	対 前 年 度 増 △ 減 額 (B)－(A)	対 前 年 度 比 率 (B)／(A)
	百万円	百万円	百万円	
1 輸入食品等の安全対策の強化	< 11,724 > 9,446	< 11,786 > 9,659	< 62 > 213	100.5% 102.3%
(1)輸入食品の監視等の強化	1,890	2,111	221	111.7%
(2)BSE対策など食肉の安全確保対策の推進	< 2,314 > 68	< 2,155 > 60	< △ 159 > △ 8	93.1% 88.2%
(3)その他の食品安全対策等	< 7,520 > 7,487	< 7,521 > 7,488	< 1 > 1	100.0% 100.0%
2 食品衛生法に基づく基準の策定等の推進	1,605	1,564	△ 41	97.4%
(1)残留農薬等ポジティブリスト制度の着実な推進	591	571	△ 20	96.6%
(2)食品添加物、食品用器具・容器包装等の安全性確認の計画的な推進	975	954	△ 21	97.8%
(3)食品汚染物質の安全性検証の推進	39	39	0	100.0%
3 健康食品の安全性の確保等の推進	< 97 > 93	< 100 > 97	< 3 > 4	103.1% 104.3%
(1)健康食品の安全性の確保等	< 65 > 64	< 61 > 60	< △ 4 > △ 4	93.8% 93.8%
(2)食品安全に関する情報提供や意見交換の充実	< 26 > 23	< 33 > 31	< 7 > 8	126.9% 134.8%
(3)消費者の視点に立った食品表示制度の推進	7	6	△ 1	85.7%
4 食品安全に関する研究の推進	< 1,491 > 0	< 1,752 > 0	< 261 > 0	117.5%
5 カネミ油症研究の推進	0	283	283	
合 計	< 14,918 > 11,145	< 15,485 > 11,603	< 567 > 458	103.8% 104.1%

注1. 計数は、それぞれ四捨五入しているため、端数において合計と一致しない場合がある。

2. 上段< >は他局計上分を含む。

3. 1の(3)は検疫所の人件費を含んでいる。

主 要 事 項

※他局計上分を含む

1 輸入食品等の安全対策の強化

11,786百万円(11,724百万円)

(1) 輸入食品の監視等の強化

2,111百万円

(要 旨)

輸入食品の届出件数は増加傾向にあり、多種多様な食品が世界各国から輸入されている中で輸入食品の安全性の確保が強く求められていることから、輸入食品の過去の違反状況、危険情報等を踏まえた輸入食品監視指導計画に基づき検疫所が行うモニタリング検査を充実させる。

・モニタリング検査件数 79,250件 → 80,098件

また、当該検査について、平成18年5月に残留農薬等のポジティブリスト制度(農薬等が一定量を超えて残留する食品の流通を原則禁止する制度)が施行されたことによる検査項目の大幅な増加への対応を図るため、高度な分析機器の拡充を図るとともに遺伝子組換え食品に関する情報収集及び検知方法の開発を図るなど、輸入食品の安全対策を強化する。

さらに、食品衛生上の問題が認められた輸出国における対日輸出食品の生産・製造工程における衛生管理の実態調査、二国間協議等を行う。

加えて、「業務・システム最適化計画」に基づく輸入食品監視支援システム(FAINS)の更改及び府省共通ポータルシステムの構築を行う。

(2) BSE対策など食肉の安全確保対策の推進

2,155百万円

(要 旨)

と畜場法に基づくBSE等の(21か月齢以上の牛、12か月齢以上のめん羊及び山羊)検査キットの整備に対する補助(補助率10/10)を引き続き行うとともに、地方自治体が自主的に行う20か月齢以下の牛のBSE検査キットの整備に対する補助を平成20年7月末日まで行う。

また、と畜場が実施するピッシング中止関連設備の整備に対しても補助を行う。

さらに、米国及びカナダ産牛肉の対日輸出プログラムが確実に実施されていることを確認するため、定期的に日本向け輸出食肉処理施設等の査察を行う。

2 食品衛生法に基づく基準の策定等の推進

1, 564百万円（1, 605百万円）

(1) 残留農薬等ポジティブリスト制度の着実な推進 571百万円

(要 旨)

ポジティブリスト制度が施行されたことを踏まえ、制度の適正・円滑な実施を図るため、国際基準等を参考に設定された758品目の基準値見直しをはじめ、引き続き、一日摂取量調査、加工食品実態調査及び迅速かつ効率的な分析法の開発などを計画的に実施し、制度を着実に推進する。

・ 農薬等ポジティブリスト制度推進事業費	502百万円
・ 残留農薬等基準策定費	69百万円

(2) 食品添加物、食品用器具・容器包装等の安全性確認の計画的な推進

954百万円

(要 旨)

指定時期が古い指定添加物等について、遺伝子組換え動物（トランスジェニック動物）を用いた試験などバイオテクノロジーの進歩を踏まえた毒性試験を活用しつつ、安全性の見直しを計画的に実施し、食品添加物等の安全性確保を推進する。

また、食品用器具・容器包装等に用いられる化学物質に関する規制について、国際的な動向を踏まえ、新しい技術の知見に基づく安全基準、試験方法を策定する。

・ 食品添加物等安全性確認費	778百万円
・ 食品添加物指定費	105百万円
・ 食品用器具・容器包装等検討費	19百万円

(3) 食品汚染物質の安全性検証の推進

39百万円

(要 旨)

長期にわたる摂取により健康への影響が懸念される食品中の汚染物質のうち、カドミウム等の重金属について、各食品別の濃度や摂取量を調査し、精密な安全性の検証を行い、基準の策定、摂食指導等必要な対策を推進する。

3 健康食品の安全性の確保等の推進

99百万円（ 97百万円）

(1) 健康食品の安全性の確保等

61百万円

(要 旨)

健康食品による健康被害に適切に対応するために安全性確認のための試験検査及び適切な対応を図るための体制を整備する。

また、いわゆる「健康食品」の安全性確保及び特別用途食品制度の見直しについて引き続き検討する。

(2) 食品安全に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の充実

33百万円

(要 旨)

食品安全基本法、食品衛生法に基づき、また、食育基本法を踏まえ食育を推進する観点からも、厚生労働省が実施する食品安全に関する施策についての的確な情報提供を行うとともに、消費者等との意見交換会を開催するなど、リスクコミュニケーション（消費者等との双方向の意見交換）の取組を充実する。

- ・消費者等との意見交換会(シンポジウム)、現地視察型意見交換会等の開催
- ・リスクコミュニケーション手法等の評価等（懇談会の開催等）
- ・食の安全施策に関する普及啓発（パンフレットの作成等）
- ・メディアカバー調査の実施

(3) 消費者の視点に立った食品表示制度の推進

6百万円

(要 旨)

食品表示について、関係府省との連携・協力のもと、引き続き消費者の視点に立った見直しを行うとともに、消費者等が食品表示制度を容易に理解できるようパンフレットなどによる普及啓発を行う。

4 食品安全に関する研究の推進 1, 752百万円 (1, 491百万円)

(要 旨)

先端技術を融合・応用した食品中の汚染物質等の検知法・分析法の開発、科学的根拠に基づいた安全性に関する調査研究、カネミ油症研究、食中毒、食品テロ等の危機管理に関する研究など、食品の安心・安全の確保に資する研究を推進する。

5 カネミ油症研究の推進

283百万円 (0百万円)

- ・当該経費は健康実態調査分のみ計上
- ・研究費については「4」に計上

(要 旨)

油症研究のより一層の充実・強化を図るため、従来の油症研究の研究内容、実施体制等の見直しを行うほか、油症患者の協力を得て、新たに健康実態調査を行う。

2. リスクコミュニケーションの取組について

【 現 状 等 】

- 食品の安全に関するリスクコミュニケーション（食品のリスクに関する情報及び意見の相互交換）については、リスク分析手法の重要な一要素として、食品安全基本法にその実施に関する規定が盛り込まれているほか、個別の食品の安全性確保に関する施策（リスク管理措置）について定める食品衛生法等においても、より具体的な形で、国民や住民からの意見聴取に関する規定が置かれている。これらの規定を踏まえ、厚生労働省（地方厚生局を含む。）においては、食品安全委員会や農林水産省と連携を図りつつ、リスクコミュニケーションに関する取組を進めている。
- 具体的には、年度当初に事業運営計画を策定し、輸入食品の安全対策、米国産牛肉の輸入再開問題や国内のBSE対策、残留農薬等のポジティブリスト制度、食品添加物、健康食品などをテーマとして、意見交換会等を行ってきたところである。この外、規制の設定・改廃に係るパブリックコメントの実施、審議会の公開、厚生労働省ホームページやパンフレットによる情報発信、リスクコミュニケーション担当者の養成研修、関係団体・消費者団体との連携の推進などに取り組んでいる。

【 今 後 の 取 組 】

- 今後も、消費者等関係者との意見交換等の機会を積極的に設けていくとともに、平成18年11月に食品安全委員会に取りまとめられた「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」を踏まえつつ、意見交換会や情報発信について、より良いものを目指して改善を図っていく予定である。

【都道府県等への要請】

- 意見交換会の開催に当たり、開催地域の地方公共団体との連携がより効果的であると考えており、これまでの御協力に感謝申し上げるとともに、今後とも御協力をお願いしたい。
- また、地方公共団体においても、地域住民とのリスクコミュニケーションの取組が独自に行われていると承知している。リスクコミュニケーションは、消費者、食品等事業者等関係者の施策への参画を促すとともに、食品の安全についての理解を深めてもらうことにより、国民の信頼や安心が醸成される重要な取組である。食品安全基本法や食品衛生法の趣旨を踏まえ、地域レベルでのリスクコミュニケーションについて、なお一層の推進に努めていただきたい。

3. 食育の推進について

【 現 状 等 】

- 平成17年6月に、国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむため、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とした「食育基本法」が成立し、同年7月から施行され、また平成18年3月には「食育推進基本計画」が策定されたところである。

- 食育基本法には、栄養バランスを踏まえた健全な食生活に関すること、食に関する感謝の念への配慮など、様々な内容が定められているが、食品の安全の観点からは、第8条に「食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。」と規定されている。また、食育基本計画には、リスクコミュニケーションの充実を図ることや、食品の安全性等に関する情報提供を行うことが規定されている。

- このことから、厚生労働省では食品の安全に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活に資する観点からも、上述のリスクコミュニケーションの取組を進めているところである。

【都道府県等への要請】

- このようなことを踏まえ、地方公共団体においても、リスクコミュニケーションを通じた食育の推進に努めていただきたい。

4. カネミ油症について

【 現 状 等 】

- カネミ油症については、これまでに有効な治療法等が開発されていないこと、また、患者も高齢化が進んでいること等から、昨年4月の与党PT（カネミ油症問題対策プロジェクトチーム）の決定に基づき、油症患者の協力を得て、病歴、治療歴、現在の

健康状態等のデータを収集し、油症研究の加速的推進に役立てるために、平成20年度に健康実態調査を実施することとしている。

- 油症研究については、厚生労働科学研究において、九州大学古江教授を主任研究者として実施しており、その中の追跡調査班においては、関係自治体に検診等の御協力をいただいているところである。
- 油症診断基準については、平成16年9月に全国油症治療研究班の油症診断基準再評価委員会により「油症診断基準(2004年9月29日補遺)」が改訂されたところである。

【今後の取組】

- 健康実態調査については、調査期間を平成20年度とし、生存油症患者(平成18年度末現在1,310人)を対象に実施し、調査に協力した患者に対し、研究調査協力金(20万円)を支給することとしている。調査については、事前に協力するかどうかの意向を確認し、プライバシーにも配慮しつつ、現在及び過去における健康に関する実態(症状、治療、生活の質等)を調査することとしている。
なお、調査項目等については、患者の声も踏まえつつ、これまでの研究成果等を踏まえ学術的観点から多角的な検討が必要であるため、昨年11月、上記研究班にワーキンググループを設置したところであり、調査項目等の検討が行われているところである。
- 油症研究については、与党PTによる議論等を踏まえ、従来の油症研究班の研究内容、実施体制等について見直しを図るとともに、引き続き行政上の措置として研究班による診断・治療に関する研究及び追跡調査等を実施していくこととしている。

【都道府県等への要請】

- 健康実態調査の実施に当たっては、油症患者が居住する関係自治体の協力が必要不可欠であり、健康実態調査実施の趣旨を御理解の上、御協力をお願いする。
なお、この調査に関する説明会を別途開催する予定であるので、担当者の出席をお願いする。
- 油症患者の追跡調査については、全国11の自治体を中心とした追跡調査班により患者の検診を実施していただいているところであり、引き続き御協力をお願いする。
- 平成16年9月に策定された新しい診断基準については、十分に御理解いただいた上で、認定作業の円滑な実施をお願いする。

5. 森永ひ素ミルク中毒被害者の救済事業について

【 現 状 等 】

- (財) ひかり協会が行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業については、かねてより御配慮をいただいているところであるが、森永ひ素ミルク中毒被害者も50歳代にさしかかり、保健福祉分野における市町村の役割の重要性が益々増大しているところである。
- 協会において、「40歳以降の救済事業」を効果的に進めるため、平成13年度から22年度を計画期間として「第一次10ヵ年計画」が策定され、この計画に基づいた2つの年次計画（「すべての被害者の自主的健康管理の援助する年次計画」及び「障害のある被害者の将来設計を実現する年次計画」）が、第3期（平成17年度から平成20年度を目標）として進められているところである。
- また、障害のある被害者の介護を担ってきた者の高齢化に伴い、被害者の生活の場の確保が重要となってきたことから、従来からの施設入所への御協力に加え、協会が行っている障害のある在宅被害者のグループホームへの入居希望状況の把握等、円滑な入居に向けた取組についても、救済事業の推進に御協力、御配慮をお願いしているところである。（平成19年1月22日付け食安企発第0122001号及び障害発第0122001号連名通知）
なお、昨年11月、全国保健師長会代議員総会において、協会が行う救済事業に対する円滑な行政協力の要請等を行ったところであり、さらに関係都道府県市担当係長会議を開催し、森永ひ素ミルク中毒被害者の救済事業の概要説明及び行政協力の要請等を行ったところである。

【都道府県等への要請】

- 本救済事業は、保健福祉サービスの提供等の行政協力が当該事業を推進する上において必要不可欠であることから、各都道府県担当窓口課においては、医療、保健、障害福祉等を所管する部局、市町村及び保健所等の関係機関並びに都道府県労働局等の行政機関が定期的な連絡調整を行う場を確保するとともに、協会事業の内容及び関連通知等が関係行政機関の担当者に十分周知され、適切な保健福祉サービス等が提供されるよう特段の御配慮をお願いする。
なお、協会から当該連絡調整の場への参加要望、協会が行う地域救済対策委員会、懇談会等への出席依頼があった場合は、御協力をお願いする。
- 来年度も担当係長会議を開催することとしているので、積極的に参加していただくとともに、関係行政機関等に対する行政協力に当たっては、協会が作成・配布しているパンフレット「保健・医療・福祉・労働などの市町村の行政協力について」（平成19年7月改訂）を引き続き活用されたい。

6. 生活安心プロジェクトについて

【 現 状 等 】

- 近年、食品の不正表示、耐震偽装問題や、高齢者等を狙った悪徳商法の横行等の国民に不安を感じさせる事件等が数多く発生していること等を受け、国民生活に直結する分野について、各府省庁等で取り組んでいる政策（法律、制度、事業等）を消費者・生活者の目線に立って総点検し、国民に安全・安心をもたらすものとなるよう、これらを根本から見直し、充実強化していく旨の方針が、「生活安心プロジェクト」として、平成19年秋に総理大臣から示された。
- 具体的には、昨年11月に、内閣府の国民生活審議会において、国民生活の基本である「食べる」「働く」「作る」「守る」「暮らす」の各分野について、こうした行政のあり方についての総点検が開始されたところであり、点検結果をもとに、平成19年度末を目途として、今後の政策の方向の取りまとめが行われる予定である。
- また、この総点検に先立って、上記の各分野について、昨年12月に、生活の安心を確保するために緊急に講ずべき具体的な施策が取りまとめられ、「食べる」の分野については、特に以下のような施策を推進することとされた。
 - ・ 不適切な食品表示に関する監視を強化するため、関係する都道府県の機関と国の出先機関との間で、「食品表示監視協議会（仮称）」を設置すること等により、不適正な食品表示に関する情報が寄せられた場合に、必要に応じて関係機関で情報共有、意見交換を行い、迅速に問題のある事業者への処分等必要な対応をとるとともに、こうした対応が円滑に実施されるよう、関係省庁の間で「食品表示連絡会議（仮称）」を設置し、関連情報の共有を進める（平成20年度）
 - ・ 賞味期限など食品の期限表示の意味について消費者が正確に理解できるよう、関係省が連携し、消費者の視点に立った分かりやすいパンフレットを早急に作成し、情報提供活動を強化する（平成19年度中） 等

【都道府県等への要請】

- これら生活安心プロジェクトに関する施策の実施に当たり、必要な協力をお願いする。

國際食品室

食品の国際規格について

1. FAO/WHO合同食品規格計画（コーデックス委員会）について

【情報提供】

コーデックス委員会は、1962年（昭和37年）にFAO（国連食糧農業機関）及びWHO（世界保健機関）がFAO/WHO合同食品規格計画の実施機関として合同で設立した国際政府間組織であり、国際食品規格の策定を通じて、消費者の健康を保護するとともに、食品の公正な取引を確保することをその目的としている。

コーデックス委員会が策定した食品規格は、WTO（世界貿易機関）の一協定である「衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）」において国際規格として引用されており、WTO協定加盟国は、それぞれの食品衛生規制をコーデックス規格に調和させることが基本とされている。

現在のコーデックス加盟国は176ヶ国（欧州共同体を含む）で、10の一般問題部会、11の個別食品部会、3つの特別部会及び6つの地域調整部会が置かれている。

2. 我が国の取組について

【情報提供】

我が国は、1966年（昭和41年）にコーデックス委員会に加盟して以来、コーデックス総会、各部会及び作業部会等に政府代表団を派遣し、我が国の主張をコーデックス規格に反映させるべく対処している。また、部会や作業部会の議長国を務めたり、議論に必要とされる科学的データを積極的に提供したりするなどして、コーデックスの作業に貢献している。

ア. バイオテクノロジー応用食品特別部会（TFFBT）について

同特別部会は、その第1回会合（平成12年）より我が国が議長国を務めてきたところであるが、昨年（平成19年）9月に千葉県で開催された第7回会合において、「遺伝子組換え動物由来食品」及び「栄養改変した遺伝子組換え植物由来食品」の安全性評価に関するガイドライン、並びに、「輸出国では承認されているが輸入国では承認されていない遺伝子組換え植物が微量に存在する場合の安全性評価及び情報共有システムに関するガイドライン」、の計3つの文書について合意された。これらの文書は、本年（平成20年）7月に開催されるコーデックス総会において、最終採択が諮られることとなっている。

イ. 食品衛生部会（CCFH）ビブリオ属の衛生実施規範に関する作業部会について

昨年（平成19年）開催された第39回CCFH会合において、「海産食品におけるビブリオ属に関する衛生実施規範」の作成が新規作業として合意され、日本が座長国を務めることとなった。本年（平成20年）6月、我が国において作業部会会合を開催する予定である。

【都道府県等への要請】

我が国の実態をコーデックス規格に反映させるため、自治体における取組に関する情報やデータが必要になる場合があることから、その際には、情報やデータの提供等について、御協力をお願いします。

検疫所業務管理室

検疫所における輸入食品の監視指導体制について

【 現 状 等 】

我が国に輸入される食品、添加物、器具、容器包装及びおもちゃ（以下「食品等」という。）は、国民の食生活の多様化、食品の国際流通の進展等に伴い、輸入届出件数が年々増加している。平成18年においては前年よりさらに増加し、約186万件に達し、10年前と比べ約2倍となっている。輸入時の検査は、モニタリング検査、命令検査等をあわせて198,935件について実施しており、これは全輸入届出の10.7%に相当する。全輸入届出の中で食品衛生法違反とされたものは、法第6条違反が337件、第10条違反が173件、第11条違反が1,058件、第18条違反が30件、第62条違反が3件、計1,530件（重複を除く）であり、届出件数の0.1%に違反が発見されたところである。

また、我が国の食糧自給率は近年約4割（供給熱量総合食糧自給率。農林水産省「平成17年度食糧自給率表」）で推移しており、約6割を海外に依存し、輸入食品の安全性を確保することは、国民の健康を守るうえで重要な課題となっている。

そのため、全国31ヶ所の輸入食品届出窓口、横浜、神戸両検疫所の輸入食品・検疫検査センター、及び成田空港、東京、名古屋、大阪、関西空港、福岡の各検疫所の検査担当部署に食品衛生監視員334名を配置し、輸入食品の監視を実施している。また、毎年食品群ごとに輸入件数、輸入重量、過去の違反率、違反内容、健康に及ぼす影響の程度等を勘案して年度ごとに策定される輸入食品監視指導計画に基づき、残留農薬、添加物等に係るモニタリング検査を実施している。さらに、違反の蓋然性の高い食品に対しては命令検査を実施することにより、効果的・効率的に輸入食品の安全性を確保しているところである。

また、13ヶ所の本所検疫所すべてに輸入食品相談指導室を設置し、輸入者への指導の充実・強化を図ったところである。

【 今 後 の 取 組 】

平成19年度の検疫所が行うモニタリング検査については、輸入食品監視指導計画に基づき、約79,250件実施することとしている。平成20年度の同計画については、パブリックコメントを実施し現在とりまとめ中であるが、本年度に導入されたポジティブリスト制度を踏まえ実施した検査の結果等を勘案しつつ79,850件の実施を予定しており、輸入食品の多様化や輸入件数の増大も踏まえ、今後ともより充実した対応を図っていくこととしている。

輸入手続の迅速化・簡素化については、平成8年2月からコンピュータを利用した届出等を可能とする輸入食品監視支援システム（以下「FAINS」という。）を稼働させ、全国31カ所の検疫所輸入食品等届出窓口と8カ所の検査担当部署に端末を設置し、検疫所、輸入者及び登録検査機関等をオンラインで結び、輸出入・港湾関連手続のシングルウインドウ化を図っている。さらに平成20年度から「輸出入及び港湾手続き関係業務の業務システム最適化計画」に基づき、食品監視業務における一層の機能強化と利用者の利便性の向上を図るため、輸出入港湾空港手続関連省庁の各システムと府省共通ポータルシステムの連携及びFAINSの更改作業を開始する。

【都道府県市等との連携】

検疫所における輸入食品監視業務は、都道府県市等の監視業務と密接に連携を図り実施することが重要と考えている。都道府県市等から厚生労働省あてに報告をいただいている通関後に国内において発見された輸入食品等の違反事例の情報等について、検疫所において日常の輸入食品監視に反映させた監視業務を行っており、各自治体におかれても日頃より検疫所との情報交換について今後とも特段の御配慮をお願いする。

なお、輸入食品の食品衛生法違反情報については厚生労働省のホームページ上で公表しているため、国内での監視に当たっては、それらの情報も参考としていただきたい（<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>）。

基準審査課

1. 残留農薬等対策について

(1) ポジティブリスト制度の円滑な実施について

【 現 状 等 】

食品中に残留する農薬等（農薬、飼料添加物及び動物用医薬品）の規制について、平成18年5月29日からいわゆるポジティブリスト制度（残留基準が設定されていない農薬等が一定の量を超えて残留する食品の流通を原則禁止する制度）が施行されている。本制度施行後、非意図的に魚介類へ農薬が残留している事例があったことから、厚生労働科学研究費補助金事業において、このような場合の残留基準の設定方法を開発し、必要な場合魚介類への農薬の残留基準を設定することについて検討しているところである。

現在、残留基準が設定されている農薬等の数は、本制度施行後に残留基準が設定されたものを含め811品目となっている（平成20年1月末現在）。

本制度の導入に当たり、新たに基準を設定した農薬等については、平成18年度から5年間を目途に食品安全委員会へ計画的に食品健康影響評価を依頼しており、これらの評価結果を踏まえ、薬事・食品衛生審議会において、順次、残留基準の見直しの検討を行っている。平成18年度は134農薬等について評価を依頼したところであり、本年度は評価依頼計画に基づき、60農薬等について評価を依頼している（平成19年12月末現在）。

残留基準を設定した農薬等の試験法については、食品添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）及び平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について（最終改正：平成19年12月28日）」によりお示ししているところであり、平成19年12月末現在、688農薬等（既存分析法がある農薬等の重複を除く。）について整備した。

【 今 後 の 取 組 】

平成20年度においてもポジティブリスト制度導入にあたり、新たに基準を設定した農薬等について食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼することとしており、また試験法に関しては、引き続き開発に努めるとともに、より迅速かつ効率的な検査技術の確立についても検討することとしている。また、本制度の普及啓発に努め、本制度の適切かつ円滑な実施を推進していくこととしている。

【都道府県等への要請】

各都道府県等におかれましても、本制度の適切かつ円滑な実施について、ご理解とご協力をお願いします。

(2) 農薬等の一日摂取量調査等について

【現 状 等】

国民が日常の食事を介してどの程度の農薬等を摂取しているかを把握するため、平成3年より都道府県及び保健所設置市の御協力を得て、残留農薬等の一日摂取量調査（国民健康・栄養調査を基礎とするマーケットバスケット調査方式）を実施してきたところである。この調査は、実際の食生活における農薬等の摂取量を把握するものであり、食品の安全性を確保する上で重要である。平成16年度からは、ポジティブリスト制度の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等の評価に資するよう、品目を増やして、広く調査を実施しているところであり、平成19年度は18自治体に参画していただいた。

【今後の取組】

平成20年度においても必要な予算措置を行い、本調査を実施することとしている。

【都道府県等への要請】

調査には多くの自治体の御協力が不可欠であり、平成20年度においても多くの自治体に参画していただけるよう一層の御協力をお願いします。

2. 食品添加物の衛生対策について

(1) 食品添加物の指定について

① 国際的に安全性が確認され、かつ、汎用されている添加物の指定について

【現 状 等】

平成14年7月、諸外国で食塩に固結防止の目的で食品添加物として使用されるフェロシアン化物（当時、未指定添加物）が含まれた食品に対する食品衛生法上の対応を検討する中で、添加物の規制に関し、国際的に安全性評価が確立し、広く使用されているものについては、国際的な整合性を図る方向で、我が国の指定制度のあり方についても見直しを行ったところである。

具体的には、①F A O / W H O 合同食品添加物専門家会議（J E C F A）で一定の範囲内で安全性が確認されており、かつ、②米国及びEU諸国等で使用が広く認められていて、国際的に必要性が高いと考えられる添加物については、企業からの要請がなくとも、指定に向け、個別品目毎に安全性及び必要性を検討していくとの方針が、平成14年7月26日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において了承された。

この方針に基づき、香料を除き、46品目について優先順位を付した上で、食品添加物としての指定の可否を検討するために必要な資料が取り揃えられた品目から、内閣府食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼しており、その結果及び薬事・食品衛生審議会の答申を踏まえ、順次、指定の手続きを行っている。

平成19年12月現在、46品目の内、36品目について食品安全委員会へ評価を依頼しており、このうち平成16年のステアリン酸カルシウム、平成17年の亜酸化窒素、ヒドロキシプロピルセルロース及びナタマイシン、平成18年のアルギン酸塩類3品目の計7品目について手続きが終了し、食品添加物として指定されている。

国際的に汎用される食品用途の香料については、平成15年11月、「国際的に汎用されている香料の安全性評価方法について」が取りまとめられ、これに基づいて、食品安全委員会での食品健康影響評価が行われている。

平成19年12月末現在、17品目について食品安全委員会へ食品健康影響評価を依頼しており、このうち食品健康影響評価手続きが終了し、平成19年はイソブチルアルデヒド、2-メチルブタノール及びブチルアルデヒドが新たに指定され、これまでに15品目が食品添加物として指定されている。

② その他の食品添加物の新規指定等について

【 現 状 等 】

平成19年に実施した事業者等の要請に基づく食品添加物の新規指定又は規格基準の改正に関する取組みとしては、ヒドロキシプロピルメチルセルロースの使用基準の改正をおこなったほかトコフェロール酢酸エステル、d- α -トコフェロール酢酸エステル及びネオテームを食品添加物として指定した。また、プロテイングルタミナーゼ及び5-メチルテトラヒドロ葉酸カルシウムについて、食品安全委員会へ食品健康影響評価を依頼した。

【 今 後 の 取 組 】

今後とも、「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針」（平成8年3月22日衛化第29号厚生省生活衛生局長通知）等に基づき、食品安全委員会の意見の聴取、薬事・食品衛生審議会における検討等を進めていくこととしている。

(2) 添加物の安全性確認について

【 現 状 等 】

平成7年の食品衛生法改正により、厚生労働大臣による指定が必要な添加物の範囲を天然香料等を除く全ての添加物に拡大したことに伴い、これまで使用されていた天然添加物は既存添加物として引き続き使用が認められたが、衆議院・参議院の付帯決議により、速やかにこれらの安全性の確認を行うこととされている。また、平成15年5月の同法改正において、安全性に問題があると判明した、又は既に使用実態のないことが判明した既存添加物については、既存添加物名簿からその名称を削除し、使用を禁止することができることとされたことから、これら既存添加物の安全性確認を継続的に実施しているところである。これまでに50品目の評価が終了し、その検討結果が公表されている。

また、平成19年9月には、使用実態のない既存添加物32品目を既存添加物名簿から削除する告示が適用となり、既存添加物名簿に収載されている品目数は418となった。

【 今 後 の 取 組 】

引き続き、既存添加物名簿に収載されている品目について、安全性確認を進め、評価が終了したものから、順次その検討結果を公表していくこととしている。

(3) 食品添加物の一日摂取量調査について

【 現 状 等 】

食品添加物の安全性確保対策の一環として、従来から市販食品の分析による食品添加物一日摂取量実態調査（国民健康・栄養調査を基礎とするマーケット・バスケット調査方式）を実施してきたところであり、食品添加物の摂取量は、安全性の観点から問題ないことが報告されている。

【都道府県等への要請】

平成20年度においても調査を実施することとしているので、引き続き関係者の御協力をお願いします。

(4) 食品添加物公定書改正について

【 現 状 等 】

食品衛生法第21条に規定する食品添加物公定書については、食品添加物に関する

製造・品質管理技術の進歩及び試験法の発達等に対応するため、従来から、おおむね5年ごとに見直しを行い、公定書の改正を実施している。公定書の改正に際して、一般試験法や成分規格の見直し、既存添加物の規格の設定、記載方法の改良等について、食品添加物に係る規格基準を収載した「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）の改正を実施している。

第8版食品添加物公定書については、平成19年3月30日に告示の一部改正が行われ、同年8月30日に同公定書が公示された。今回の公定書の改正では、既存添加物等62品目64成分規格を新規収載するとともに、国際的な規格との整合化を図るため、純度試験の見直し等を行った。

【都道府県等への要請】

本改正内容については、経過措置期間を経て本年4月1日から完全適用されることとなるため、事業者及び関係機関に対する周知等につき、御協力をお願いする。

3. 食品等の規格基準について

(1) 米等のカドミウムに関する規格基準について

【現 状 等】

食品中のカドミウムについては、平成15年7月に、食品安全委員会へ「食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保について」の評価依頼を行い、現在、同委員会において食品健康影響評価が行われているところである。今後、同委員会の健康影響評価結果に基づき、必要なリスク管理のあり方について、薬事・食品衛生審議会において議論を行う予定である。

なお、国際的には、平成18年7月のFAO/WHO合同食品規格計画（コーデックス委員会）総会にて、精米については0.4mg/kgの基準値案が最終採択された。

(2) 食品への放射線照射について

【現 状 等】

食品への放射線照射については、平成17年10月に原子力政策大綱が閣議決定され、「多くの国で食品照射の実績がある食品については、関係者が科学的データ等により科学的合理性を評価し、それに基づく措置が講じられることが重要である。」とされた。当該決定に基づき原子力委員会において食品への放射線照射について検討が

行われた結果、平成18年10月3日に「食品安全行政の観点からの判断等の取組が進められることが必要である」等が決定され、厚生労働省等に通知された。

当該通知を受け、厚生労働省では、平成18年12月18日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において、食品安全行政の観点から食品への放射線照射について検討を行うことを報告し、了承された。

【今後の取組】

については、平成19年度に食品安全行政の観点から食品への放射線照射について、①科学的知見の収集・整理、②食品への放射線照射の必要性、③消費者の意見等の調査を実施し、その結果を踏まえ、今後の対応について検討を行うこととしている。

(3) 乳及び乳製品の容器包装の規格基準の改正について

【現状等】

乳等に使用する容器包装については、食品衛生法第18条の規定に基づき、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（以下、「乳等省令」という。）において、使用できる原材料等について規定しているところである。

平成18年11月、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリーム（以下、「牛乳等」という。）の容器包装に使用できる合成樹脂にポリエチレンテレフタレート（PET）を追加することについて関係団体から要請があった。このことを受け、厚生労働省では、本件について、内閣府食品安全委員会に対し、食品健康影響評価を依頼し、その評価結果を踏まえ、平成19年3月及び8月に薬事食品衛生審議会食品衛生分科会において審議を行い、牛乳等の容器包装に使用できる合成樹脂にPETを追加することとし、平成19年10月30日、本件に係る乳等省令の改正に関する省令を公布するとともに、その衛生上の留意事項について、同日付け食安発第1030001号「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」により通知したところである。

【都道府県等への要請】

牛乳等の容器包装にPETを使用する場合の衛生上の留意事項については、本件に係る食品衛生分科会での審議においても指摘されており、開栓後の再密栓及び携行等における不適切な取扱による健康被害の発生を防止する観点から、消費者に当該製品の適切かつ衛生的な取扱に関する情報提供を行うよう食品事業者に対し、指導されるようお願いする。

(4) 妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項について

【 現 状 等 】

魚介類に含まれる水銀に関する安全確保については、平成17年11月2日に公表された「妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項」の中で、①わが国における食品を通じた平均の水銀摂取量は、食品安全委員会が公表した妊婦を対象とした耐容量の6割程度であり、一般に胎児への影響が懸念されるような状況ではないこと、②妊婦及び妊娠している可能性のある人への魚介類の魚種や量を示し（クジラ類及びマグロ類も対象）、水銀濃度が高い魚介類を偏って多量に食べることは避けて、水銀摂取量を減らすことで魚食のメリットを活かすことの両立を期待することとしており、この内容について関係者への周知徹底をお願いしているところである。

【都道府県等への要請】

引き続き妊婦等への周知徹底をお願いしたい。

なお、地域によっては、水銀濃度の高い魚介類を常時多食する場合も想定されるため、地域の食生活の実情を踏まえ、妊婦等と同様、多食者への食生活の適正な指導を行うようお願いしたい。

(5) 食品用器具・容器包装及び乳幼児向けおもちゃの規格基準の改正について

【 現 状 等 】

器具・容器包装に係る規格基準については、平成19年10月30日にポリ乳酸の規格の新設、容器包装詰加圧加熱殺菌食品の容器包装の強度試験法の改正を告示し、ポリ乳酸製の器具・容器包装については、公布日から起算して3月を経過した日までに製造又は輸入されたものについては、なお従前の例によることができることとした。

ガラス製、陶磁器製又はホウロウ引きの器具又は容器については、最新のISO規格を参考に、これまでガラス、陶磁器、ホウロウ引きの器具・容器で共通であった鉛・カドミウムの溶出規格をこれらの材質毎に設定し、食器・調理器具用の金属製原材料については、メッキ用スズ、製造・修理用の金属及びハンダにつき、鉛の含有量規格を強化する予定である。

乳幼児がん具については、がん具アクセサリー、知育がん具、組み合わせがん具といったがん具の種類を追加を行うこと及び材質による限定を削除することによって指定がん具の範囲を拡大し、個別規格において、塗装及び金属製がん具アクセサリーにつき鉛の溶出規格を強化する改正を行う予定である。

【 今 後 の 取 組 】

今後、乳幼児がん具の指定範囲の拡大並びに塗装の鉛の溶出規格の強化及び金属製がん具アクセサリーの鉛の溶出規格の新設は、年度内に告示する予定。ガラス製、陶磁器製又はホウロウ引きの器具又は容器の鉛及びカドミウムの溶出規格の改正並びに食器・調理器具用のメッキ用スズ、製造・修理用金属及びハンダの鉛の含有量規格の強化については、今春の告示を予定。

また、合成樹脂製の器具・容器包装の今後の課題としては、合成樹脂の溶出規格が未だ十分ではないことから引き続き整備を図るとともに、合成樹脂に含まれるモノマー等の化学物質の管理として米国、EUで既に採用されているポジティブリスト制度を導入するべく調査研究を行う予定である。

4. 食品の表示について

【 現 状 等 】

(1) 「食品の表示に関する共同会議」について

食品の表示制度については、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）等複数の法律に規定されており、消費者にとって分かりにくいとの指摘があったこと等を受け、厚生労働省医薬局食品保健部長及び農林水産省総合食料局長（いずれも当時）の私的懇談会である「食品の表示制度に関する懇談会」における検討を経て、食品衛生法及びJAS法に共通する表示項目や表示方法等について検討を行うために、厚生労働省と農林水産省が共同で「食品の表示に関する共同会議」を平成14年12月に設置した。

この共同会議において、食品衛生法とJAS法に基づく表示の基準全体に関する一通りの検討・点検を行うこととなっており、これまでに、期限表示に関する用語・定義の統一、加工食品の原料原産地表示、アレルギー物質を含む食品の表示や遺伝子組換え食品の表示対象品目の見直しが行われたところである。今後も消費者にとって、より分かりやすい表示方法になるよう食品表示制度全般にわたり議論される予定である。

(2) 相談窓口の一元化について

食品の表示制度に関する懇談会の中間取りまとめにおいて、「食品衛生法とJAS法のどちらの質問にも回答できるような一元的な相談窓口の設置」が提言された。こ

れを受けて、厚生労働省と農林水産省の連携のもと、食品の表示に関する一元的な相談窓口を開設し対応しているところである。

(3) 食品の表示に関するパンフレットの作成・配布について

これまで、厚生労働省、農林水産省、公正取引委員会が協力して、各表示制度をわかりやすくまとめたパンフレットや個別の表示制度に関するものとして、アレルギー物質を含む食品や遺伝子組換え食品の表示制度等を紹介するパンフレットを作成し、配布している。また、期限表示に関する消費者の理解を深めていただくよう、農林水産省と共同で期限表示に関する新たなパンフレットの作成を行ったところである。

【 今 後 の 取 組 】

○アレルギー表示義務対象品目の見直しについて

アレルギー原因物質を含む食品である「えび」、「かに」については、食物アレルギーに係る実態調査の結果等から表示が必要との結論を得たため、既に表示を義務化している5品目（小麦、そば、卵、乳、落花生）に「えび」、「かに」を追加することについて、「食品の表示に関する共同会議」において検討が行われ、現在、見直しの手続きを進めているところである。今後、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会等での審議を経て省令の改正を行う予定である。

【都道府県等への要請】

○食品の表示に関する啓発普及について

食品等に係る表示の適正化を図るため、食品の表示制度について、引き続き、関係業者等への周知徹底・指導を行うとともに、特に、期限表示について、当省と農林水産省が共同で作成した新たなパンフレットを活用する等して、消費者の理解を深めていただくようお願いする。

新開発食品保健対策室

1. 「健康食品」に係る制度について

[「健康食品」に関する制度の概要]

「健康食品」という用語は、法令上定義されているものでなく、一般に「広く健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの全般」を指すものとして便宜上用いられているものである。

「健康食品」は、医薬品ではないため、医薬品のような疾病の治療、予防等を目的とする表示や、身体の構造や機能に影響を及ぼすことを目的とする表示は、医薬品的な効能効果とされ、表示することができない（薬事法）。

しかしながら、保健機能食品制度については、その例外として、「お腹の調子を整える」、「食後の血糖値の上昇を抑える」、「カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です」といった身体の構造や機能に影響を及ぼすことを目的とする表示を行って販売することが可能となっている。

こうした制度を導入している理由は、①成熟期を迎え、豊かな食文化を達成した日本において、近年、生活習慣病等が問題になっており、そうした中、国民一人一人が健やかで心豊かな生活を送るためには、バランスのとれた食生活を送ることが重要である。②「健康食品」を含め多種多様な食品が流通する今日では、消費者がその食品の特性を十分理解し、自分の食生活の状況に応じた食品を選択することができるよう、適切な表示・広告及び情報提供が行われることが不可欠である。

こうした趣旨を踏まえ、有効性及び安全性について定めた基準に従った、あるいは、その基準に基づき評価された食品を国民が適切に選ぶことができるよう、保健機能食品制度が平成13年4月に創設された。保健機能食品は、「栄養機能食品」と「特定保健用食品」からなる。

[名称及び分類]

	----- 保健機能食品 -----		
医薬品 (医薬部外品を含む)	栄養機能食品	特定保健用食品	一般食品 (いわゆる健康食品を含む)

【特定保健用食品】

特定保健用食品は、食生活において特定の保健の目的で摂取する者に対し、その摂取により当該保健の目的が期待できる旨の表示をするものである。身体の生理学的機能などに影響を与える保健機能成分を含んでおり、血圧、血中のコレステロールなどを正常に保つことを助けたり、お腹の調子を整えるのに役立つなどの特定の保健の用途のために利用されることを趣旨としている。

この食品は、国において個別に生理的機能や特定の保健機能を示す有効性、安全性等に関する科学的根拠に関する審査を受け、許可・承認が得られてはじめて、「特定保健用食品」と称して、許可・承認を受けた表示内容を表示して販売することができる。

表示の内容は例えば、「お腹の調子を整える食品です。」、「体脂肪が気になる方に適しています。」など、身体の生理的機能や組織機能の維持又は改善する旨の表示が認められている。

平成17年2月には、従来の特定保健用食品の表示許可に必要な科学的根拠に満たない食品についても、特定保健用食品の表示を条件付きで許可する「条件付き特定保健用食品」の導入と、従来の特定保健用食品の許可が蓄積され、表示に係る十分な科学的根拠があると認められるものについては、「特定保健用食品（規格基準型）」として審議会の審査を省略し迅速な許可を受けることができることとし、また、従来は特定保健用食品として疾病名に言及した表示を許可していなかったが、科学的根拠が医学的、栄養学的に確立されていれば、疾病リスク低減に係る表示を認めるなど、特定保健用食品における表示内容の充実化の見直しを実施した。

平成19年12月末時点で、許可・承認商品数は755商品である。

【栄養機能食品】

栄養機能食品は、食生活において特定の栄養成分の補給を目的として摂取する者に対し、当該栄養成分を含むものとして、厚生労働大臣が定めた基準に沿って、食品に含まれている栄養成分の機能を表示するものである。

1日当たりの摂取目安量に含まれる栄養分量が上・下限値の規格基準に適合していれば、注意喚起表示等を併記することを条件に、定められた機能表示を行うことができる。また、先の規格基準に適合していれば国への許可申請や届出は必要なく、製造・販売の自主的責任の下に基準に適合した商品を開発し、販売することができる。

栄養機能を表示するための基準を定める栄養成分としては、人間の生命活動に不可欠な栄養素のみを対象とし、現在のところ17種類（ビタミン12種類、ミネラル5種類）である。

2. 特別用途食品制度について

この制度は、健康増進法第26条に基づき、販売に供する食品につき、乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用等の特別の用途に適する旨の表示をしようとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならないとするものである。

特別用途食品には、許可基準が定められた病者用（低カロリー食品、低ナトリウム食品など病者用単一食品及び糖尿病食調製用食品などの病者用組合せ食品）、妊婦・授乳婦用粉乳、乳児用調製粉乳、高齢者用食品のほか、個別評価審査により許可される病者用食品と特定保健用食品があり、許可（承認）基準型と個別許可・承認型の双方を合わせて、19年12月末日現在で1,270（うち特定保健用食品755）の商品に対する許可・承認を行っているところである。

また、許可を受けた特別用途食品については、必要に応じて収去検査等を実施し、許可した食品の内容成分、品質の確保、表示内容の適正化等を図っているところである。

なお、特別用途表示の許可に必要な試験の迅速化を図るため、平成15年の健康増進法改正により、当該試験の実施を独立行政法人国立健康・栄養研究所の他、一定要件を満たした登録試験機関にも認めることとしたところである。（既登録機関4件）

〔特別用途食品制度の見直し〕

特別用途食品制度については、昭和48年の制度創設時から30年以上が経過し、その間特段の見直しが行われてこなかったことから、必ずしも現状のニーズや最新の科学的知見の進歩を反映したものとなっていない。

このため、平成19年11月より、「特別用途食品制度のあり方に関する検討会」を開催し、今後特別用途食品制度のあり方に関する検討を実施しているところである。

3. 栄養表示基準制度について

この制度は、健康増進法第31条第1項に基づき、販売する食品に栄養成分、熱量について邦文で何らかの表示を行う場合、その栄養成分・熱量だけでなく、国民の栄養摂取の状況からみて重要な栄養成分・熱量についても表示することが義務づけられているほか、その表示が一定の栄養成分・熱量についての強調表示である場合には、含有量が一定の基準を満たすことを義務づけるものである。（平成8年5月24日制度化、平成10年4月全面施行（栄養改善法、現健康増進法））

具体的な基準内容については、告示で以下の基準等が定められている。

① 規制の対象となる表示栄養成分・熱量の範囲

② 表示すべき事項及び方法

熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム及び表示された栄養成分の含有量をこの順番で記載すること等

③ 強調表示の基準

食物繊維・カルシウム等について「高」「含有」等を表示する場合や、熱量、脂質、コレステロール等について「無」「低」等を表示する場合に満たしていない基準

4. 健康食品等による健康被害の発生・拡大の防止について

平成14年、いわゆる健康食品として中国から輸入されていたダイエット用製品による肝障害等の健康被害を契機に、「健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領」（平成14年10月4日各都道府県知事・政令市長・特別区長宛厚生労働省医薬局長通知の別添）を策定し、医薬品部局等との連携強化、公表基準の設定とそれに基づく製品名等の公表を実施し、健康食品等による健康被害の発生及び拡大の防止を図ってきているところである。

厚生労働省においては、これら健康被害の発生事例に迅速かつ的確に対応するため平成18年12月に、臨床医等を中心とした専門家の参画する検討会を設けたところである。各都道府県等においては、情報収集や健康被害の厚生労働省への報告等、上記対応要領に基づく対応を引き続きお願いする。

5. 健康食品等の安全性確保について

食品安全基本法第8条及び食品衛生法第3条により、食品関係事業者（製造業者、販売業者等は、自らの責任において、製品の安全性について確認する必要がある。

こうした取組みを促す観点から、厚生労働省では、「錠剤、カプセル状等食品の適正な製造に係る基本的考え方について」及び「錠剤、カプセル状等食品の原材料の安全性に関する自主点検ガイドライン」（平成17年2月1日）等を通知し、安全確保について事業者の自主的な取組みを促しているところである。

また、消費者が、多種多様な食品の中から自らのライフスタイルや健康状態に合わせて製品を慎重に選ぶことが重要であることから、独立行政法人国立健康・栄養研究所の

ホームページに「健康食品」の有効性・安全性についてのデータベースを開設するとともに、健康保持増進効果に関する虚偽誇大広告に対する監視指導を行うなど、消費者に対する正確な情報提供に努めているところである。

平成18年2月、アガリクスを含む食品の一部に発がんプロモーション作用が認められ、また、同年8月には大豆イソフラボンを含む特定保健用食品等の取扱い及びコエンザイムQ10を含む食品の取扱いについて整理したところであり、各都道府県等におかれては、管下の関係団体・住民への正確な情報の周知徹底等についてお願いしたところである。

今後、同様の事例が生じた場合には、各都道府県等におかれても引き続き正確な情報の提供等よろしく願います。

厚生労働省においては、平成18年5月に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会に新たに第三調査会を設置し、こうした事案について検討を行っている。

なお、平成19年7月より、「『健康食品』の安全性確保に関する検討会」を開催し、事業者の行う安全性確保の具体的手順、基準等について検討しているところである。

6. 健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止について

食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等については、平成15年の法改正で設けられた健康増進法第32条の2の規定に基づき禁止しているところである。様々な媒体において多種多様な広告その他の表示が氾濫する中、その監視指導に当たっては、厚生労働省本省、地方厚生局及び地方公共団体において連携をとりつつ効率的に行う必要がある。

厚生労働省においては、主としてインターネット広告に対する体系的な監視及び書籍の体裁をとりながら実質的に広告として機能する出版物（いわゆるバイブル本）について本省が、それ以外の媒体について地方厚生局が監視指導を行っているが、各都道府県等においてもインターネットや書籍等の媒体を問わず、幅広い監視指導を引き続きよろしく願います。

また、「健康食品」の広告その他の表示については、従前から行っている事業者からの照会への対応に加え、販売現場等における監視指導も不可欠であることから、健康増進法主管課室における体制の強化や、関係法主管部局との連携強化など、監視指導体制の充実に特段の配慮をお願いしたい。その際、表示が複数の法令による規制を受けること、様々な広告媒体により行われている点に御留意の上、監視指導の実施をお願いする。

監視安全課

<監視安全課>

1. BSE対策について

(1) 国内対策

① BSE対策見直し

平成16年9月に、食品安全委員会において、BSE国内対策に関する科学的な評価・検証の調査審議結果が「中間とりまとめ」として公表されたことを踏まえ、同年10月、厚生労働省及び農林水産省は、BSE検査対象の見直し、特定危険部位（SRM）の除去の徹底、飼料規制の実効性確保の強化等を柱とする国内対策の見直しについて、食品安全委員会に対し諮問を行った。

特に、BSE検査については、平成13年10月当時、牛の月齢が必ずしも確認できなかったこと、国内でBSE感染牛が初めて発見され国民の間に強い不安があったこと等の状況を踏まえて全頭検査を開始したものであるが、平成16年9月の食品安全委員会の「中間とりまとめ」において、「検出限界以下の牛を検査対象から除外するとしても、vCJDリスクが増加することはないこと」、「21ヶ月齢以上の牛については、BSEプリオンの存在が確認される可能性があること」等の結論が示され、20ヶ月齢以下の牛を検査対象から除外してもリスクが増加することはないと考えられたことから、食品安全委員会に諮問したものである。

この諮問に対し、平成17年5月に食品安全委員会から答申を受け、この中で「食肉の汚染度は、全頭検査した場合と21ヶ月齢以上検査した場合、いずれにおいても「無視できる」～「非常に低い」と推定された」と結論付けられたことを踏まえて、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則を改正し、同年8月1日から21ヶ月齢以上のすべての牛を対象としてBSE検査を実施することとした。

その際、BSE検査対象月齢の変更に伴い生じかねない消費者の不安な心理を払拭し、混乱を回避する観点から、20ヶ月齢以下の牛について都道府県等が自主検査を行う場合は、経過措置として平成20年7月末までの国庫補助を継続することとした。

○ 「平成20年度におけるBSE検査に係る国庫補助について（平成19年8月31日付け食発第0831001号）」は、自治体が自治事務として自主的に行っている20ヶ月齢以下の牛のBSE検査の実施は自治体の判断に委ねられているものであることを前提として発出したものであるが、都道府県等におかれては、当該通知の趣旨に鑑み、科学的知見に基づく食品安全委員会の評価結果とそれを踏まえた対応に関する関係者の理解を深めていただくための取組について、引き続きご協力をお願いします。また、20ヶ月齢以下の牛のBSE検査を実施しないこととする際には、検査対象と対象外の牛の区分が適切にできるよう、対応方法について十分検討されるようお願いする。

○ と畜場におけるBSE検査の方法については、引き続き「伝達性海綿状脳症検査実施要領（平成13年10月16日付け食発第307号）」に基づき行い、農林主管部局との連携を密にし、必要に応じて生産者等を所管する関係都道府県等との

連絡を十分に行うようお願いする。

- BSE検査を開始して6年が経過しているため、検査機器の機能確認など必要なメンテナンスを実施されたい。メンテナンスに当たっては、その前後において当該機器から出されるデータに著しい差がある場合には、原因確認を十分に行うようお願いする。
- ② SRMの適切な取扱い
ピッシングについては、これにより破壊された脳及びせき髄組織が血液循環を介して枝肉を汚染する可能性が指摘されており、また、「我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価」（平成17年5月6日内閣府食品安全委員会）において、「食肉のBSEリスクをさらに低減させるため、ピッシングの中止に向けて、具体的な目標を設定し、できる限り速やかに進める必要がある。」とされている。厚生労働省としては、従来から食肉の安全性の確保と従事者の安全確保の両立に配慮しつつ、廃止に向けて取り組んでいるところであり、平成17年4月には、ピッシング中止への取り組みの更なる推進を図るため、ピッシングを実施していない施設の事例集を作成するとともに、各都道府県等を通じて今後3年間のと畜場毎の対応方針の作成を依頼した。各都道府県等からの報告では、平成19年10月末までに154施設中、約8割の120施設（速報値）においてピッシングが中止されている。
- ピッシングについては、可能な限り早期の中止が望ましいことから、ピッシングを中止できていないと畜場を有する都道府県等においては、ピッシング中止計画の適切な実施及び前倒しの検討等の指導を行うことにより早期の中止推進に特段のご配慮をお願いする。なお、と畜場の設備改善などへの財政支援については、ピッシングを中止するために必要なピッシングに代わる同等の効果を有する不動化設備の設置に必要な経費について、公営と畜場に対する国庫補助（補助率1/2）を行うほか、民営と畜場に設置される当該設備に対しては、固定資産税の課税標準の特例措置が3年（平成21年度まで）延長されたところである。
- 牛のSRMの除去・焼却については、牛海綿状脳症対策特別措置法第7条第2項及び第3項、と畜場法施行規則第3条及び第7条並びに「食肉処理における特定部位管理要領（平成13年10月17日付け食発第308号）」に基づき、確実に行われるよう、農林水産部局との連携を図りつつ指導方をお願いする。また、処理に当たっては、SRMによる枝肉及び食用に供する内臓の汚染防止の徹底について、と畜場の設置者、管理者、と畜業者又は従事者等に対して引き続き指導方をお願いする。
- 牛のせき柱の取扱いについては、「食品、添加物等の規格基準の一部改正について（平成16年1月16日付け食安発第0116001号）」及び「牛せき柱の脱骨時の注意事項について（平成16年1月16日付け食安基発第0116002号、食安監発第0116001号）」に留意の上、引き続き関係事業者に対する指導をお願いする。

- 食肉処理施設等の監視指導に当たっては、牛のせき柱とこれが付着した肉を骨とともに機械的にミンチ又は細切する方法により食肉処理が行われている等の重要な指摘事項はないか、牛のせき柱の最終処理方法等について確認するようお願いする。また、昨年、牛頭部の肉の持ち出しが疑われる事案が問題となったことから、と畜場の設置者又は管理者による特定部位の確実な焼却について監視指導を行うとともに、特定部位の焼却について、SRM取扱いのSSOP（衛生標準作成手順書）において規定するよう特段の対応をお願いする。

③ めん羊及び山羊の取扱い

めん羊及び山羊の取扱いについては、平成16年2月にと畜場法施行規則を改正し、めん羊及び山羊の12ヶ月齢以上の頭部（舌、頬肉を除く、）せき髄、胎盤及びすべての月齢の扁桃、脾臓、小・大腸（付属するリンパ節を含む。）の除去及び焼却を義務化したところであり、検査については、と畜場法施行規則の一部改正により、都道府県等がスクリーニング検査を実施できる疾病として、めん羊及び山羊を加えることとし、平成17年10月から施行した。

- めん羊・山羊の処理に当たっての上記の部位による枝肉及び食用に供する内臓の汚染防止の徹底について、と畜場の設置者、管理者、とちく業者又は従事者等に対して、引き続き指導方をお願いする。

(2) 輸入対策

BSE発生国等から輸入される牛肉等については、二国間で輸入の合意が得られた場合（米国及びカナダ）を除き、輸入禁止の措置等を講じているところである。また、従来BSE発生リスクが低いとされていた国々においても、次々にBSEが発生する最近の状況等を踏まえ、万が一BSEが発生した際の混乱を未然に防止する観点から、全ての国からの牛のSRMの輸入を控えるように輸入業者への指導を行っている。

【米国・カナダ産牛肉問題】

米国産牛肉の対日輸出牛肉の輸入再開については、平成17年12月8日、「輸出プログラム（全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等）が遵守されるものと仮定した上で、米国・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルについて、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる」との食品安全委員会からの食品健康影響評価を踏まえ、平成17年12月12日、農林水産省と連名で輸入再開を決定したが、平成18年1月20日、輸入時検査において、せき柱が含まれる米国産子牛肉を確認したことから、全ての米国産牛肉の輸入手続を停止した。

その後、本件に関する日米協議（3月及び5月）、消費者等との意見交換会（4月及び6月）の開催を経て、平成18年6月20日及び21日の局長級テレビ会議、同年6月23日から7月24日にかけて対日輸出35施設の現地調査を実施し、同年7月27日、34施設について輸入手続を再開した（8月15日に1施

設追加)。さらに、米国側の輸出プログラムの遵守状況の検証のため、日本側では定期的な現地査察の実施、米国側の抜き打ち査察への同行及び検疫所における輸入時検査の強化を実施していたが、平成19年6月13日、米国側の対日輸出プログラムの遵守状況について確認し、米国側のシステムが機能しているとの認識を共有したことから、輸入時の検査体制の見直し等を行った。現在、米国の対日輸出認定施設は40施設であり、引き続き、米国における対日輸出プログラムの遵守について、現地査察及び輸入時検査を通じて検証を行うとともに、消費者等に対して適切な情報提供に取り組むこととしている（平成18年7月27日～平成20年1月12日 約4万9千トン）

米国産牛肉については、米国から、平成19年6月、OIE基準に即した輸入条件の見直し（月齢制限の撤廃等）についての要請があった。これについては、専門的・科学的な見地から、米国産牛肉の対日輸出条件を見直すかどうかについて、同年6月及び8月に、日米の実務担当者によ技術的会合を開催した。現在、技術的な会合の報告書について、米国と取りまとめを行っているところである。本件については、食の安全と消費者の信頼確保を大前提に、科学的知見に基づいて対応することが重要と考えており、農林水産省と連携して、今後とも適切に対応していくこととしている。

2. 食肉、食鳥肉の安全確保について

(1) 食肉対策

食肉処理の高度衛生管理に資するため、食肉処理時における微生物学的危害について国内外の文献調査を行い、HACCP構築のために必要な基礎データを収集、整理し、データベース化を進めているところである。

- と畜場における食肉処理時の病原微生物の危害コントロール方法を確立するとともに、標準的なHACCPモデルを通知すべく、取りまとめを行っているので、都道府県等においては必要な御協力をお願いする。

(2) 食鳥肉対策

① 認定小規模食鳥処理場の監視指導

食鳥肉の衛生確保に関しては、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき食鳥検査を実施するとともに、食鳥処理場の施設設備及び衛生管理基準の遵守について食鳥処理業者等に対する厳正な監視指導等が重要である。

- 認定小規模食鳥処理場には食鳥検査員が常駐しておらず、過去において処理羽数について虚偽報告の事例があったことも踏まえ、処理羽数、食鳥処理衛生管理者の配置状況、確認の状況等について、厳正な監視指導の実施をお願いする。

② 食鳥検査

- 平成18年3月には、カンピロバクター等の微生物による汚染を防止する観点から、更なる衛生水準の向上のため、食鳥処理場における標準的なHACCPモデルを通知したところであり、食鳥処理場に対する周知及び指導をお願いする。
- 高病原性鳥インフルエンザ問題への対応については、食品安全面の対策として、前年同様、食鳥処理場において、都道府県等が行う食鳥検査の際、異状のない養鶏場から出荷された鶏である旨の確認を行うほか、食鳥検査において高率の死亡や呼吸器症状などを呈する高病原性鳥インフルエンザに感染している疑いがある鶏に対し、スクリーニング検査を行うようお願いする。なお、関係都道府県等に簡易検査キットを既に配布した。
- 都道府県等においても食鳥処理場の設置者、管理者、養鶏業者又は従事者等関係者に対する情報提供をお願いする。
- 食鳥検査については、関係都道府県等の御努力により、早朝、時間外等の検査実施の弾力化を行っていただいているところであるが、引き続き民間獣医師の活用を含め特段の御配慮をお願いする。

3. 食中毒発生時対策について

平成18年における食中毒の発生状況は、事件数1,491件、患者数39,026名、死者6名となっており、昨年と比べ事件数は減少したが、患者数が大幅に増加した。特に患者が500名を超える事例が昨年の2件と比べ、6件（いずれもノロウイルス食中毒）となった。

(1) 食中毒調査及び報告の整備等

食中毒患者等の発生については、医師の届出があった場合のほかに、保健所長自らその発生を認めた場合についても、保健所長は報告、調査を実施することとされている。

- 日頃より関係機関とも連携し、積極的な事故発生の探知に努め、事件発生時には迅速な初動調査が行えるよう体制を整備等するとともに、引き続き、速やかに食中毒の報告を行うようお願いする。
- 複数の都道府県等にまたがる食中毒事件等の調査に当たっては、引き続き、関係都道府県等・関係機関との密接な連携の下、迅速かつ的確に調査を実施するようお願いする。
- 大規模広域食中毒が発生するおそれがある場合等に、厚生労働大臣が都道府県知事に対して調査を要請できる旨の規定に基づき、当該規定を発動した際には、各都道府県等の協力についてお願いする。

(2) 食品保健総合情報処理システムの活用

食品保健総合情報処理システムについて、最近、各都道府県等のWISH端末（パソコン）のセキュリティーレベルの設定により食中毒情報等の入力ができなくなる事例が発生している。

また、各都道府県等食品衛生監視指導計画に基づく食品、添加物等の収去試験、違反品の措置等のデータベース化を行い、各都道府県等間で情報共有できるようにした「広域流通食品データネットワークシステム」を整備しているが、ほとんどの自治体において利用されていない現状にある。

- 各所属において食中毒情報等の入力が可能になるよう、端末の設定の変更等、特段の配慮をお願いします。
- 「広域流通食品データネットワークシステム」について積極的に入力、活用頂き監視指導、収去計画等に役立てて頂くようお願いする。

(3) 散発性集団発生対策（国立感染症研究所への検体の送付等）

食中毒の詳細な分析のためにはより多くの分離菌株や関係情報が必要であり、国内における菌株の分離状況の把握及び国外との比較による食中毒の原因究明に資するため、腸管出血性大腸菌0157及びサルモネラの菌株が検出された場合には当該菌株を国立感染症研究所細菌部あて送付頂くよう依頼している。

- 集団発生の探知に必要な情報を添付した上で、菌株の送付について引き続き協力をお願いします。また、腸管出血性大腸菌等による散発性集団発生の疑いがある事例が確認された場合には、当監視安全課に調査状況の提供をお願いします。

(4) 厚生労働省への事前の情報提供

- 食中毒の厚生労働省への報告について、速報、詳報の対象とされている事例等については速やかに、また、公表資料については公表前に報告、情報提供するようお願いする。また、休日、夜間等の速報、情報提供については、平成10年7月29日衛食第73号において、緊急電話への連絡も含めて通知したところであるので、その実施に特段の御協力をお願いします。
- 緊急時の連絡体制等については定期的に更新しているが、連絡先に変更があった場合は速やかに報告するよう御協力をお願いします。

(5) 感染症対策部局等との連携

腸管出血性大腸菌やノロウイルス食中毒（後述）等、食品衛生部門と感染症対策部門等との連携が不可欠である事例が引き続き発生している。感染症法に基づき把握した情報のうち、食品が推定感染経路になっている事例、一般に食品が原因として疑われる事例は、集団発生のみならず単独の発生であっても食中毒の観点から検討することが重要である。

- 腸管出血性大腸菌やノロウイルス等による事例については感染症部門から積極的に情報を入手し、感染症・食中毒両面から必要な検討を行うよう引き続きお願いする。

4. ノロウイルスについて

(1) 事業者への監視指導

平成18年末から19年初めにかけて、ノロウイルスによる食中毒が、昨年と同時期と比較して件数、患者数ともに大幅に増加した。こうした発生状況に鑑み、「ノロウイルスに関するQ&A」を最新の知見に基づき改定し、手洗いの励行、食品取扱時の汚染防止、糞便や吐物の適切な処理、食品の十分な加熱等の感染予防対策について重点的に記載し、関係機関等への周知を行った。薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食中毒部会における昨シーズン（平成18年末～19年初め）の発生状況等に係る分析、検討の結果、「ノロウイルス食中毒対策（提言）」が取りまとめられた。

また、本提言を踏まえ、「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日付け衛食第85号別添）を改正することとし、パブリックコメントを募集したところである。

- 今シーズンの発生状況は、昨シーズンほどの急増はみられないが、感染性胃腸炎の定点当たり報告数は昨シーズンに次いで高い水準にあることから、引き続きノロウイルス食中毒の発生防止対策として、前述の公表資料等を参考に、事業者への監視・衛生指導を実施するようお願いする。

(2) 食中毒調査の適切な実施及び住民への啓発等

ノロウイルスによる胃腸炎については、食品を介さずに感染するものと食品を介する食中毒があり、一部の食中毒事例の中には感染経路に係る調査が不十分であると指摘がなされている。

- 「ノロウイルス食中毒対策（提言）」を踏まえ、ノロウイルスに係る疫学調査マニュアル「ノロウイルス集団発生事例に対して感染症及び食品部局が共同で実施する初期実地疫学調査および微生物学検査のポイント」を参考に、集団感染事例の発生に際しては、感染症部局と食品衛生部局が連携をとり、感染症又は食中毒の判断に必要な調査を十分に実施するようお願いする。
- 疫学調査マニュアルは、都道府県等の意見を踏まえ、国立感染症研究所において逐次内容の追加及び改定を行うこととしているので、御協力をお願いする。
- 昨シーズンは二枚貝に対する風評被害についても問題となったことから、食中毒事案の公表に当たっては、当該事例で推定される感染経路等、原因究明状況などを明らかにし、住民に対するノロウイルスの感染経路に係る正しい知識の普及及び特

定の食品に対する風評被害の防止に努めるよう、引き続き対応方よろしく願います。

5. 広域流通食品の製造・加工業者等に対する監視指導について

昨年1月に広域流通食品等の製造・販売を行う菓子製造業者による不適切な期限表示及び衛生管理が明らかになって以降、不適切な原材料使用及び期限表示等に係る諸問題が確認されている。

昨年1月に発生した不二家の事例については、1月31日、適切な期限表示等について、広域流通食品の製造・販売等を行う食品等事業者に対する指導事項、監視指導の際の重点監視事項等を通知した。また、6月に発生したミートホープによる食肉表示偽装事例については、通報を踏まえた監視指導が不十分だったとの指摘を踏まえ、7月13日、都道府県等に対し、通報があった場合の関係部局との連携、通報内容を踏まえた立入検査の具体的な留意事項等について通知し、8月に発生した石屋製菓による期限表示の延長に係る事例の際には、1月に発出した通知内容の再徹底等について通知した。

さらに、赤福による期限表示の延長等、食品表示等に係る問題事例について、通常時の監視において発見できなかった原因等の検証を行い、昨年12月12日、食品等事業者に対する質問、記録類の確認等、通常時の立入検査における重点確認事項を整理し通知したところである。

- 通常時の立入検査における重点確認事項等、上記通知内容に留意して、「都道府県等食品衛生監視指導計画」を策定するとともに、JAS法担当部局等の関係機関と連携し事業者への監視指導を実施されるよう、引き続き願います。
- 平成16年2月に「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針」を示しているところであるが、本指針を踏まえた関係条例の改正を行っていない場合は検討頂くよう、引き続き願います。

6. 水産食品の安全確保について

(1) フグの取扱いについて

フグを原因食品とする食中毒は、平成18年食中毒統計によると事件数26件、患者数33人、うち死者数1人（平成18年の食中毒全体の死者数は6人）が報告されており、依然としてフグによる食中毒死亡事例が、他の食中毒事例と比較して高頻度で発生している。

また、昨年は食品衛生法や各自治体の条例に違反する、不適切なフグの取扱い事例が相次いで発生したことから、都道府県に対して、フグによる食中毒防止に注意を払うよう関係事業者に対する監視指導方願している（「フグの取扱いに係る監視指導の強

化について」(平成19年12月26日付け食安監発第1226003号))。

- 今年に入っても引き続きフグによる食中毒死亡事例等が発生していることから、本年1月22日消費者に対する注意喚起のプレスを行ったところであり、フグに対する取り扱いについて消費者への注意喚起及び関係事業者への監視指導方をお願いする。

(2) かきの採取海域について

ノロウイルスによるかきの汚染は、かきの採取海域に起因する場合もあると考えられることから、従来より、生かき等が食中毒原因食品であると判明した場合は、採取海域までの遡り調査を行い、採取海域及び流通業者を所管する関係都道府県等と連携して被害拡大防止等が図られているところである。

昨年10月に「ノロウイルス食中毒対策について(提言)」が取りまとめられ、ノロウイルス食中毒の発生及び拡大防止対策として「二枚貝の生産地においては、定期的な検査の実施等により生産海域の環境衛生の監視に努める」ことが提言されている。

- 食中毒発生時における採取海域に係る遡り調査を徹底するとともに、採取海域の定期的な衛生管理に関し関係部局と連携を図るようお願いする。
- 採取海域が特定(推定を含む。)された場合は、当該海域を所管する都道府県等に速やかに連絡するとともに、当監視安全課にも連絡をお願いする。

(3) 低塩分塩辛の取り扱いについて

昨年9月、低塩分の「イカの塩辛」を原因食品とした腸炎ビブリオによる広域食中毒が発生した(12自治体、患者数595名(平成19年10月29日現在 推定含む))。当該食品は伝統的な高塩分熟成塩辛とは異なり、塩分濃度が4%前後と低く、腸炎ビブリオ等の食中毒菌の増殖抑制効果が期待出来ないことから、製造から消費に至るまでの一貫した低温管理が必要な製品であるにもかかわらず、原材料の衛生管理及び製造施設における低温管理が不適切であったことが主要因であると推定された。

- 当該事例を踏まえ、同種の食品について生食用鮮魚介類の規格基準を参考として製造、流通、販売等において一貫した低温管理(10℃以下)がなされるよう、関連食品等事業者への監視指導方をお願いする(「低塩分塩辛の取り扱いについて」(平成19年12月10日付け食安監発第1210001号))。

7. ポジティブリスト制度施行後の状況について

食品の残量農薬等の検査において違反食品等が発見された場合は、これまでと同様、関係事業者等に対する適切な監視指導を行うとともに、生産現場における農薬等の使用

管理等の指導を管轄している農林水産部局と連携し、原因究明及び再発防止のための適切な措置を講ずる必要がある。

また、ポジティブリスト制度施行後の収去検査において、生産者等の情報が確認できない農産食品から基準を超える残留農薬が検出された事例において、生産者が特定できず、原因究明に困難が生じたほか、当該食品と同一の出荷日に同一の農協支部が出荷した全ての食品が自主回収対象となった事案が発生したため、「農産食品の検査に当たっての生産者等の情報確認の徹底について」(平成19年2月5日付け食安監発第0205002号)を通知している。

- 違反食品等が発見された場合には農林水産部局と連携して、関係食品に対する措置原因究明及び再発防止を図るようお願いする。

同制度施行後の都道府県等における残留農薬等の検査状況については、約半年間での各自治体における残留農薬等の検査結果をとりまとめ、各自治体において業務の参考となるよう情報提供している。(平成19年10月16日付け食安基発第1016001号及び食安監発第1016001号)

- 不適切な収去検査等が無いよう、食品等の収去検査に当たっては、違反を発見した場合に、流通食品に対する適切な措置及び生産段階における速やかな改善措置を可能とするために、生産者等の情報の確認及び記録の実施を行うようお願いする。

<残留農薬等に係る収去検査において措置の対象を特定すること等が困難となる要因>

- 収去時に生産者、製造・加工者又は輸入者等の関係者に係る情報が十分に確認されていなかったため、措置の対象となる食品の特定が困難であった。
- 収去が単個であったため、検査対象食品のロット等を代表するよう採取されたとは考えがたく、処分対象の特定が困難であった。
- 小売時点で検体が収去され、検査結果判明時点においては消費されており、流通食品に対する適切な措置が困難であった。

8. 検査の信頼性の確保について

都道府県等の衛生研究所などの食品衛生検査施設が行う検査については、検査の信頼性の確保に資するため、食品衛生法(参照法規：施行令第8条、施行規則第36条及び第37条)に基づき、検査又は試験に関する事務を管理する必要がある。また、製品検査及び法第28条第1項の規定により収去した食品等の試験については、流通等の可否を判断するものであり、検査結果の信頼性の確保は極めて重要である。食品衛生検査施設にお

ける業務管理については、「食品衛生検査施設における検査等の業務管理について」（平成16年3月23日付け食安監発第0323007号）が通知されており、「食品衛生検査施設における検査等の業務管理要領」に信頼性確保部門による内部点検の適切な実施、検査の信頼性の確保に関し、検査の実施に係る文書の作成及び保管などが示されている。

過去には、「7. ポジティブリスト制度施行後の状況について」で記述した収去における問題のほか、検査データ誤認や公定法によらない検査を行ったことにより誤った検査成績書を発出したことから、本来問題とならない食品等の製品の回収等に至った事例があった。

- 食品衛生検査施設の業務管理については引き続き厳正な対応をお願いする。
- 食品衛生検査施設での過誤については、食品衛生行政の信頼にもかかわる重要な事項であるため、必要に応じ、厚生労働本省及び地方厚生局の担当者による実地調査を実施する場合がありますので、ご協力方お願いします。

<検査結果が不適であった事例>

- 清涼飲料水の検査で指定外添加物であるパラオキシ安息香酸メチルが検出されたとし、行政処分（回収命令等）が行われたが、後日、検査データの誤認によるものであり、適法な製品であることが確認された。
（原因：生データの読みとりにおいて、検出された安息香酸をパラオキシ安息香酸メチルと誤認した）
- 中国産はるさめ等の検査で過酸化ベンゾイルが検出されたとし公表されたが、後日、過酸化ベンゾイルは含まれていなかったことが判明した。
（原因：公定法と異なる検査法で検査を実施し、検査工程で混入した妨害物質を過酸化ベンゾイルと誤認した）
- 生食用かきの検査で細菌数が基準値を超える数値であったことから、加工業者を管轄する都道府県等に違反報告を行ったが、後日、検査方法に誤りがあったことが判明した。
（原因：細菌の培養時間が公定法での24時間ではなく、48時間で実施した）

<登録検査機関における検査方法等が不適切であった事例及び指摘事項等>

- 大粒落花生の検査で告示されている方法と異なる方法で検査が行われたことが判明した。また、告示されている方法については、検査機関での独自の変更は認められていない旨の指摘がなされた。
なお、この検査機関では内部点検及びデータの保管が不適切である旨、併せて指摘されている。

- はちみつの微生物検査及び動物用医薬品検査で、告示されている方法と異なる方法で検査が行われたことが判明した。また、告示されている方法については、検査機関での独自の変更は認められていない旨の指摘がなされた。
なお、この検査機関では、法令、告示及び通知について認識が不十分であった旨併せて指摘されている。

9. 食品衛生監視員、と畜検査員等の資質の向上について

食品衛生監視員等については、適時新設・改廃される規制・制度や最近の食品衛生上の危害の発生に関する情報はもとより、最新の科学技術に立脚した高度の技術及び幅広い知識を兼ね備えることが必要であり、その資質の向上が重要である。最近の食中毒事例を見ると、微生物学的検査を行っても原因食品を特定できない場合も少なくなく、食中毒発生時の原因究明において疫学調査の重要性が高まっている。このため、都道府県等の食品衛生監視員に対して、食品の検査、食中毒処理及び表示等の最新かつ高度な知識を習得させることにより、食品安全の監視指導を強化することを目的として、「食品安全行政講習会」を実施しており、来年度は平成20年5月に開催する予定である。

また、と畜検査員及び食鳥検査員については、食肉及び食鳥肉の衛生的な処理及び検査に関する最新の知識と技術が要求されることから、毎年、技術研修会を開催しているところである。

なお、国立保健医療科学院においても、食肉衛生検査コース（1ヶ月）、食品衛生管理コース（1ヶ月）及び食品衛生監視指導コース（1ヶ月）を開催しているところである。

- 各都道府県等におかれては、これらの研修への職員の参加について特段のご配慮をされるとともに、計画的に、関係職員の資質向上を図られるようお願いする。

10. 検査体制の充実及び試験検査施設の設備整備等に対する助成等について

(1) 検査体制の充実等について

食品の製造・加工技術等の高度化、食品の多様化、食品流通の広域化及び国際化等に適切に対処するため、計画的・効果的な食品監視及び高度な科学的知見に基づく衛生指導の推進が必要である。

については、市場衛生検査所、食品衛生監視機動班等の整備により専門的かつ広域的な衛生検査及び監視指導を推進するとともに、保健所についても専門的かつ技術的拠点としての機能を強化されたい。なお食肉衛生検査所の設備整備については、これまでも、保健衛生施設等設備整備費補助金により助成を行ってきたところである。

また、一部の都道府県等においては、食品の流通拠点である卸売市場内に食品検査施設（市場衛生検査所）を設置し、流通品の青果物や水産物等に対して、細菌、残留農薬

等の検査を実施しているが、平成15年度より市場衛生検査所に対し、保健衛生施設等設備整備費補助金により、ガスクロマトグラフ質量分析計及び液体クロマトグラフ等の高度な検査機器に対する助成を行っているので活用されたい。

(2) 食材の汚染実態調査

近年発生の増加傾向がみられる腸管出血性大腸菌及びサルモネラ等について、全国の市場等で採取した食材の汚染実態調査を平成9年度より定期的実施している。平成18年度は全国16の都道府県等に対し7月から2月までの期間で、野菜、ミンチ肉、生食用牛レバー、テンダライズ処理を施した角切りステーキ肉、牛たたき等の加熱不十分又は生食用の食肉、生食用かき、漬物等を対象に調査を依頼してきているところである。当該事業については、平成19年度も実施する予定であるので、引き続き御協力をお願いする。

1 1. 自主的な衛生管理の強化について

(1) 自主衛生管理体制の整備

食品表示、衛生管理等に係る諸問題を踏まえ、食品等事業者が販売食品等の安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、原材料の安全性の確保、自主検査の実施、記録の作成及び保存等の責務規定を遵守することが必要とされている。

- 食品衛生の向上に関わる人材の育成及び資質の向上を図るため、講習会の開催、ホームページによる最新の情報の提供等により適切に対応されるとともに、食品衛生責任者の設置、食品衛生推進員の活動等を通じた事業者自らによる衛生上の管理、指導体制の推進等についても、各地域の関係団体の理解を得ながら、引き続き指導、協力をお願いする。

(2) HACCP方式による衛生管理の普及、推進

HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) による衛生管理については、都道府県等の協力の下、食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の厚生労働大臣承認制度等により、国内の食品関係施設に対する導入を推進しているところである。

総合衛生管理製造過程承認施設は、平成19年12月28日現在、乳161施設・241件、乳製品170施設・246件、食肉製品76施設・132件、魚肉練り製品26施設・36件、容器包装詰加圧加熱殺菌食品30施設・35件、清涼飲料水109施設・156件となっている。

- 総合衛生管理製造過程承認施設に対する監視指導における連携を図る観点から、各地方厚生局が実施する現地調査等に各都道府県等の食品衛生監視員の同行等を依頼することがあるので、御協力をお願いする。

1 2. 適正な表示の推進について

アレルギー物質を含む食品については、現在もアレルギー表示の違反事例が継続して報告されており、そのような食品を喫食したのち健康被害が発生した事例も報告されている。

また、最近では、原材料としてアレルギー物質を使用していない食品であっても、製造工程におけるアレルギー物質のコンタミネーションが原因でアレルギー症状を惹起する可能性が指摘されている。

- 「食品衛生法に違反する食品等の回収情報について」（平成19年10月25日付け食安監発第1025001号）に基づきアレルギー物質を含む食品の表示の徹底及び違反食品の回収事例の報告について引き続きお願いするとともに、「アレルギー物質のコンタミネーション防止対策等の徹底について」（平成15年11月18日付け食安基第1118001号・食安監第1118001号）により、製造ラインの洗浄等のコンタミネーションの防止対策の実施及び「本品製造工場では〇〇（特定原材料等の名称）を含む製品を製造しています。」等の注意喚起のための表示を行うよう貴管下の関係事業者に対する指導方よろしく願います。

1 3. 食品中ダイオキシンの総合的対策について

ダイオキシン類は、廃棄物の焼却等で非意図的に発生すること、強い毒性を示すこと、難分解物質であること、生物及び人体への蓄積性が高いこと等から、健康影響を避ける上で、暴露量を最小限にする必要がある。

ダイオキシン類の人体への取込みについては、その90%以上が食品由来とされているため、厚生労働省では食品別の汚染状況を把握するための汚染実態調査及びトータルダイエット方式による標準的な食事から摂取されるダイオキシン類量の調査を実施している。

このうち、ダイオキシン類の推定一日摂取量調査については、平成8年から実施している。平成18年度における食品からのダイオキシン類の一日摂取量は、 1.04 ± 0.47 pgTEQ/kgbw/日 (0.38~1.94pgTEQ/kgbw/日)と推定され、これは、耐容一日摂取量の4 pgTEQ/kg体重/日を下回っている。

なお、平成19年度の結果についても、まとまり次第公表を行うこととしている。

- ダイオキシン類等の汚染物質の摂取量をコントロールするためには、偏りのないバランスの良い食生活が重要であり、これを推奨しているところである。

14. 食品の輸出について

食品の輸出については、相手国から要請があった場合に協議を行い、施設の認定や衛生証明書の発行等を行っているものであり、当該事務について関係都道府県等にもご協力を頂いているところである。

① 輸出食肉について

対米、対カナダ輸出食肉については、平成13年9年の我が国でのBSE発生以降、輸出が停止されていたが、平成17年12月、両国との協議の結果、輸出が再開されたところであり、また、対香港輸出食肉についても、平成19年2月、香港政府との協議の結果、輸出が再開されたところである。

- 認定施設を管轄する各県においては、施設に対する衛生管理指導、輸出証明書の発行等、引き続き、御協力をお願いするとともに、その他の都道府県等においても認定を希望する施設があった際には、関係者への適切な指導方をお願いする。

② 輸出水産食品について

EU域内及び米国に輸出される水産食品については、その加工施設等がEUや米国の定めた要件に適合しなければならないこととされている。また、中国に輸出される水産食品及びマレーシアに輸出されるエビ等については、衛生証明書の添付等が必要とされている。このため、厚生労働本省において手続きを定め、各都道府県において地域振興の支援の観点から輸出を希望する施設について認定等の業務に御協力いただいております。平成19年12月末現在までに、対EU輸出水産食品取扱施設については20加工施設及び2保管施設、対米国輸出水産食品取扱施設については最終加工施設が87施設認定されている。

- 今後とも引き続き水産食品取扱施設の認定及び登録、衛生証明書の発給事務等の実施について御協力をお願いします。

15. 輸入食品の安全確保について

(1) 輸入食品の監視指導の概況

我が国の食料自給率は約4割（供給熱量総合食料自給率。農林水産省「平成17年度食料需給表」）とされており、輸入食品の安全性確保は重要な課題である。

平成18年度において我が国に輸入された食品は、届出件数で約186万件、輸入重量で約3,410万トン（平成18年実績）であり、また、届出件数の10.7%にあたる198,936件の検査（モニタリング検査48,937件、命令検査93,246件、指導検査等58,575件）を実施し、このうち1,530件を法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。これは届出件数の0.08%に相当する。

(2) 平成19年度輸入食品監視指導計画の実施状況

輸入食品の監視指導については、食品衛生法第23条に基づき「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」に従い、年度ごとに輸入食品監視指導計画を定めている。

平成19年度輸入食品監視指導計画の実施状況については、昨年11月に中間報告の公表を行ったところであり、平成19年度上半期における届出件数は約91万件、届出重量は約1,223万トン（計画輸入重量を除く。）であり、届出件数の11.0%に当たる100,948件の検査（モニタリング検査23,863件、検査命令48,899件、指導検査等27,504件）を実施し、このうち619件を法違反として、積み戻しまたは廃棄等の措置を講じた。これは届出件数の0.07%に相当する。

平成18年度上半期実績と比較すると、届出件数約92万件、届出重量1,241万トンに対して、届出件数の10.2%に当たる94,920件の検査を実施し、このうち629件を法違反として積み戻しまたは廃棄等の措置を講じており、違反件数は今年度と同様、届出件数の0.07%となっている。

(3) 平成20年度輸入食品監視指導計画の策定

食品安全基本法において「食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講ずることにより行う」旨規定されていることから、平成20年度の輸入食品の監視指導に当たっての基本的な考え方として、①輸出国における衛生対策、②水際（輸入時）での対策、③国内流通時での対策という3段階での適切な対応が必要であることを、引き続き明記することとしている。

具体的な施策としては、前年度と同様検疫所が行う輸入時のモニタリング検査や輸入者に対する指導などの監視指導等の充実強化を図るとともに、輸入時検査における食品衛生法違反状況を踏まえて、二国間協議や現地調査により輸出国における衛生対策構築の要請及び推進を図っている。更に、違反が相当程度見られる食品については、包括的輸入禁止措置の発動についても検討を行うこととしている。

同計画（案）においては、これまでの施策を更に進めるとともに、ポジティブリスト制度の着実な施行のため、検査項目の更なる拡充を図るとともに、農薬等の生産段階における残留防止対策の確認のため、輸出国において調査を行うこととしている。

また、BSEの問題に係る対日輸出牛肉の安全確保については、現地調査結果及び輸入時の検査結果等を踏まえ、重点的、効率的かつ効果的な検査体制を確保し、輸出国政府が管理する対日輸出プログラムの遵守状況を引き続き検証していくこととしている。

同計画（案）については、1月18日から2月18日までの間国民からの意見募集を行っており、1月29日、30日には、東京及び大阪において意見交換会を開催した。

(4) 輸出国における安全対策の推進等

輸出国の生産及び製造・加工等の段階における対策を図るため、輸出国政府と二国間協議を実施するとともに、残留農薬等の試験検査や衛生管理等について技術協力も行っている。また、担当官を輸出国に派遣し、当該輸出国における衛生対策の検証を行っており、平成19年度においては、米国産牛肉、カナダ産牛肉、イタリア産豚肉、サンマリノ産食肉製品、アイルランド産生食用生カキ及び中国産冷凍ほうれんそうについて現地調査を実施した。

また、輸入時検査で継続して違反が発見されるなど問題が認められた食品については、輸出国における衛生対策の確立を要請している。今年度は、中国産大粒落花生及びしょうがの残留農薬基準違反が多発し、違反率が5%を超えたことから、包括輸入禁止規定の発動検討要件に達していることを中国政府に通知し、違反原因の究明と再発防止対策の確立を強く要請したところである。中国政府からは、大粒落花生については輸出自粛、しょうがについては改善措置を講じて輸出を継続する旨報告を受けている。

(5) 中国産食品等問題への対応

中国産食品の安全性確保については、従来より、輸入時検査等の監視指導のほか、中国政府との協議等を通じて対応しているところである。また、平成17年には中国政府と覚書を締結し、食品安全に関する協議の仕組みを規定しているところである。

我が国に輸入される中国産食品については、必ずしも違反が頻発する状況ではないが、昨年夏の一連のマスコミ報道等を受け、国民の安全・安心を確実なものとする必要があるとの認識から、昨年7月20日に官房長官の主催により「輸入品の安全確保に関する緊急官民合同会議」が開催された。

これを受け、昨年7月30日より全国13ヶ所で輸入者等に対する説明会を開催し、輸入食品の安全問題全般についての情報提供及び安全確保のための事前の確認の徹底等について要請を行うとともに、昨年8月6日に北京において中国政府と実務者レベルの協議を行い、中国における対日輸出食品の安全性確保対策について、緊密な意見交換を行った。

中国産食品については、輸入時検査における違反率は他国と比較して決して高いものとはなっていないが、輸入件数が格段に多いことから検査命令等において発見される違反件数が多いことも事実であり、問題事案について二国間での協議や協力を継続するとともに、中国政府の対日輸出食品の安全対策の有効性について、引き続き、違反発見時の原因究明・改善措置等の確認を通じて、検証を行っていくこととしている。

(6) ポジティブリスト制度施行後における輸入食品の監視状況

残留農薬等のポジティブリスト制度の着実な施行のため、平成19年度においても、検疫所の食品衛生監視員の増員、モニタリング検査の検査項目の拡充を図っている。

平成19年度上半期においては、モニタリング検査、検査命令を含め、残留農薬に係る法違反が169件（新基準60件、一律基準95件、不検出基準4件、従来基準10件）、残留動物用医薬品に係る法違反が125件（不検出基準117件、従来基準8件）となっている。

また、ポジティブリスト制度の導入前後における1カ月の平均違反件数をみると、残留農薬に関しては、制度導入以降の平成18年度の1カ月の平均違反件数が44.7件であったのに対し、平成19年度は新たに設定された基準及び一律基準による違反が減少し、1カ月の平均違反件数は28.2件と約6割に減少している。一方、残留動物用医薬品に関しては、平成18年度の1カ月の平均違反件数が23.2件であったのに対して、平成19年度は20.8件と顕著な変化は認められていない。

これら違反事例の多い食品の輸出国に対しては、生産段階における衛生対策の推進を積極的に求めるとともに、引き続き、多種多様な輸入食品の衛生実態を把握するため、

平成20年度においてもモニタリング検査の拡充を図っていくこととしている。

国立医薬品食品衛生研究所のホームページ(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/chemical/pest/mrl-link.html>)において、諸外国における農薬等の残留基準、農薬等の使用量や外国におけるモニタリング検査結果等の情報を提供しているので、輸入者等関係事業者の指導等の参考とされたい。

(7) 輸入者の営業の禁停止

食品衛生法第55条第2項に基づく、輸入者の営業の禁停止処分の取扱い指針（ガイドライン）に基づき、四半期毎に、違反率が概ね5%を超えた輸入者を対象として、厚生労働省本省において法違反を繰り返すことのないよう改善指導するとともに、再発防止対策を講じ、その結果の提出を受けている。

これまでに、平成18年については45社、平成19年については9月までに34社に対して指導を行っている。

- 食品衛生法第55条第2項に基づく、輸入者の営業の禁停止処分については、処分の内容によっては、対象となった輸入者の国内販売等の営業行為に対して、都道府県等による監視指導を行うことが必要となるなど、個別案件の内容に応じて厚生労働省と都道府県等が連携して対応する場合が想定されるので、よろしく願います。

(8) 国内に流通する輸入食品の監視指導

輸入食品の安全性確保対策を講じるに当たっては、輸入時対策を担当する国と国内流通時対策を講じる都道府県等との連携が極めて重要である。このため、日頃から監視指導に関する情報を共有するとともに、個別事案の処理においては関係都道府県等と連携して、問題食品の情報共有、当該食品に対する措置、輸入者等関係事業者に対する対応等の実施を図っている。

各都道府県等においては、本年度においてもモニタリング検査等により確認された国内流通する違反食品の措置、海外情報に基づく問題食品の調査、都道府県等の監視指導で発見された違反食品等に関する情報提供（平成18年度の国内の監視で発見された違反は32件）等種々のご協力をいただいているところである。

また、検疫所の審査過誤により命令検査で法違反が判明した食品の国内流通事案や、故意に届出を行わず輸入した食品を販売したとする悪質輸入業者の調査事案等については、関係都道府県等に特段のご協力とご配慮をいただいたところである。これらの事案を踏まえて、当方においても検疫所における審査手順や届出不要品の確認手続の見直しを行った。

- 各都道府県等においては、国内に流通する輸入食品の監視を行う際、輸入食品監視指導計画や厚生労働省ホームページに公開されている検査命令の実施に関する通知及び違反情報等を参考として効率的な監視を実施するようお願いする。

- 輸入時検査において違反が確認された輸入食品等のうち、既に通関済みで国内品となっている場合については、関係都道府県等に監視指導を依頼しているところであり、当該食品の措置等について引き続きご協力をお願いします。
- 各都道府県等において輸入食品の違反等が発見された場合には、国内における回収措置及び輸入時における監視強化を迅速に実施するため、直ちに厚生労働省及び関係都道府県等に連絡されるようお願いする。